

第3編 申請等の手続要領

第3編 申請等の手続要領

3.1.	盛土等の許可制度の概要	3-1
3.1.1.	盛土等の許可制度の概要	3-1
3.1.2.	事前相談から工事完了までの流れ.....	3-1
3.1.3.	規制区域の指定日に既に行われている盛土等について.....	3-1
3.1.4.	その他の届出等	3-1
3.2.	申請等の事務手続き	3-4
3.2.1.	申請等の方法および窓口	3-4
3.3.	許可申請	3-4
3.3.1.	事前相談.....	3-4
3.3.2.	事前協議.....	3-4
3.3.3.	許可申請(法第12条、第30条).....	3-5
3.3.4.	変更の許可申請(法第16条、第35条).....	3-7
3.4.	中間検査申請(法第18条、第37条).....	3-14
3.5.	定期の報告(法第19条、第38条).....	3-15
3.6.	完了検査等(法第17条、第36条).....	3-16
3.7.	盛土等に関する工事の届出.....	3-17
3.7.1.	工事着手届(細則第15条).....	3-17
3.7.2.	工事の変更届(細則第6条第3項、第12条第3項).....	3-20
3.7.3.	工事の休止等の届出(細則第16条).....	3-21
3.7.4.	工事等の届出(法第21条、第40条).....	3-22
3.7.5.	届出工事の変更.....	3-25
3.7.6.	特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出(法第27条).....	3-25
3.7.7.	特定盛土等または土石の堆積に関する工事の変更届出(法第28条).....	3-26
3.7.8.	本法に規定する許可に適合していることを証する書面の交付(省令第88条).....	3-32
3.8.	申請手数料	3-33
3.8.1.	許可申請.....	3-33
3.8.2.	中間検査.....	3-35
3.8.3.	その他	3-35
3.9.	関係資料	3-36
3.9.1.	様式集.....	3-36

3.1. 盛土等の許可制度の概要

3.1.1. 盛土等の許可制度の概要

宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域内において、一定規模以上の盛土等に関する工事をするときは、あらかじめ許可を受けなければなりません。また、許可を受けた盛土等に関する工事については、中間検査、定期報告、完了検査等を行う必要があります。具体的な規模要件は『表 3-1 規制対象行為と必要な手続き』のとおりです。

3.1.2. 事前相談から工事完了までの流れ

盛土等の造成行為を予定している場合は、盛土等の目的や場所、規模に応じて必要となる手続きが異なるため、事前に窓口で必要となる申請や届出等を確認するようにしてください。主な手続きについては、『図 3-1 手続きフロー図』のとおりです。

また、都市計画法第29条第1項または第2項の許可(以下、「開発許可」という。)を受けた場合は、本法の許可を受けたものとみなされます(以下、「みなし許可」という。)。ただし、みなし許可であっても、以下の手続きに関する本法規定が適用されるので注意が必要です。

- 1) 工事の技術的基準等(法第13条、第31条)
- 2) 中間検査(法第18条、第37条)
- 3) 定期の報告(法第19条、第38条)
- 4) 監督処分(法第20条、第39条)
- 5) 標識の掲示(法第49条)

なお、『表 3-1 規制対象行為と必要な手続き』に記載の各規制対象行為の着色と、『図 3-1 手続きフロー図』の着色は相互に対応しています。

3.1.3. 規制区域の指定日に既に行われている盛土等について

規制区域の指定日に既に行われている盛土等は、届出が必要です。届出の期限や部数、添付書類等の詳細については、『3.7.4. 工事等の届出(法第21条、第40条)』のとおりです。

3.1.4. その他の届出等

上記以外の主な届出等は以下のとおりです。

- 1) 法第21条第3項、第40条第3項に規定の擁壁等の除却に関する工事の届出
- 2) 法第21条第4項、第40条第4項に規定の公共施設用地の転用届出
- 3) 法第27条に規定の特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出
- 4) 省令第88条に規定の証明書の交付申請書

表 3-1 規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地完成等工事規制区域	宅地完成・特定盛土等	—	①盛土高さ1m超の崖 ②切土高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土高さ2m超の崖 ②切土高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く)	同左	許可対象 全て
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超 かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積高さ5m超 かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象 全て
特定盛土等規制区域	特定盛土等	①盛土高さ1m超の崖 ②切土高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土高さ2m超の崖 ②切土高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超 (①～④を除く)	許可対象 全て	許可対象 全て	許可対象 全て
	土石の堆積	①堆積高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象 全て	許可対象 全て

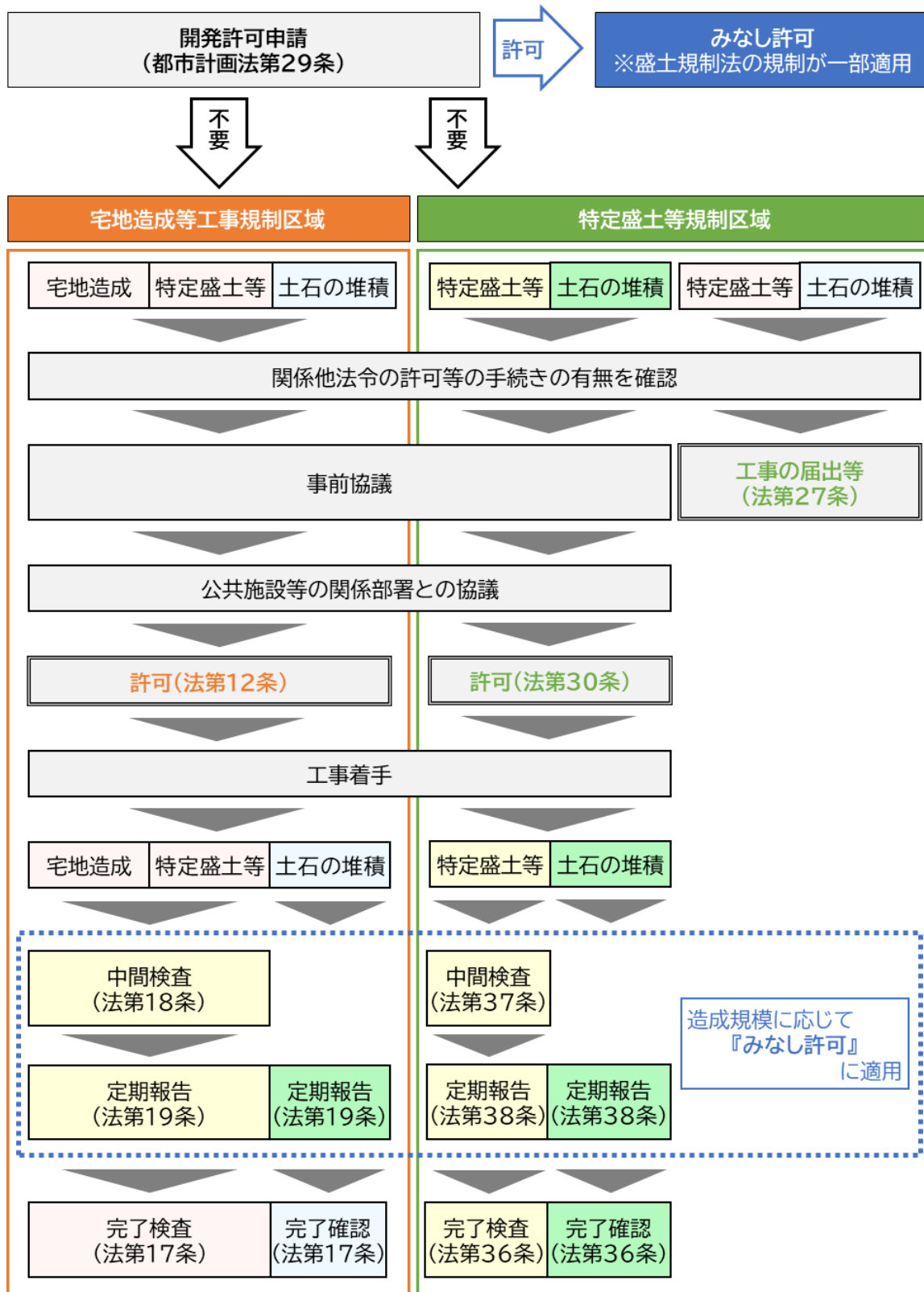


図 3-1 手続きフロー図

3.2. 申請等の事務手続き

3.2.1. 申請等の方法および窓口

本法に関する申請書および届出書等は、「大分市 都市計画部 開発建築指導課 開発指導室」で受け付けています。

3.3. 許可申請

3.3.1. 事前相談

相談の際は、位置図、平面図、断面図、写真等の計画の概略が分かる資料を持参するようにしてください。

3.3.2. 事前協議

事前協議は、許可申請の手続き前に申請内容について協議を行い、許可基準、関係基準、関係法令の許可の要否等を事前に確認することで、許可申請の手続きを円滑に進めることを目的としています。

工事主は、許可申請をしようとするときは、あらかじめ市長に対して開発行為等事前協議申請書を提出し、協議を行わなければなりません。また、事前協議申請前には、本申請に係る盛土等に関連する法令(本法の共管部局が所管する法令)の許認可手続き等を確認し、その結果を『関係法令の許認可等手続き確認報告書(別記様式第1号)』として提出することになります。

【宅地造成・特定盛土等・土石の堆積】

- 1) 提出部数:1部
- 2) 申請様式:開発行為等事前協議申請書
(大分市開発行為及び盛土等指導要綱第16条 様式第1号(その1))
- 3) 添付書類:『表 3-2 許可申請に必要な書類』および『表 3-3 許可申請に必要な図面』
※事前協議の添付書類は、表中“●”のみ

3.3.3. 許可申請(法第12条、第30条)

規制区域内で行われる宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事をしようとするときは、工事主は当該工事に着手する前に、市長の許可を受けなければなりません。ただし、開発許可を受けた工事は、上記の許可を受けたものとみなします。

なお、規制区域指定の際に受けた旧法許可や開発許可の状況により経過措置が適用される場合があります。本法の許可等の取扱いが異なります。経過措置の適用例は、『図 3-2 規制区域指定前に旧法の許可または開発許可を受けた工事の取扱い』のとおりです。

また、許可申請にあたり、以下の事項に留意する必要があります。

1) 宅地造成等に関する工事施行同意書

本法では、許可要件の1つとして「所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべて」の同意を得ていることが規定されています。したがって、申請区域内の上記の権利を有する者から『宅地造成等に関する工事施行同意書(細則様式第8号)』および同意書に使用した印鑑の証明書を申請書に添付する必要があります。

2) 住民周知に関する報告書

工事主は、許可を申請するにあたり、あらかじめ周辺地域の住民に対して以下のいずれかの方法により工事の内容を周知しなければなりません。ただし、法令に規定する盛土等に関する工事を行う場合には、『①説明会の開催』により周知しなければなりません。

- ① 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- ② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地またはその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

『①説明会の開催』を必要とする盛土等や周知させる範囲および内容等については、『第1編 盛土規制法の解説 1.4 住民への周知(法第11条)』に示すとおりです。

3) 関係課との協議

主に、新たに設置される公共施設等の管理者との協議を行う必要があります。事前協議結果通知書に記載された部署と協議し、許可申請書に『管理予定者との協議経過書』および『宅地造成等の同意書』を添付してください。

4) 安定計算書

一定の規模、条件下で盛土に関する工事を行う場合には、安定計算により盛土法面の安定性の検討を行う必要があります。詳細は、『第2編 盛土等の工事に関する技術的基準 2.3.1.盛土法面の検討』に示すとおりです。

【宅地造成・特定盛土等】

- 1) 提出部数:2部(正本および副本)
- 2) 申請期限:工事着手前 ※許可後に着手可能
- 3) 申請様式:宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書
(省令第7条第1項、第63条第1項 別記様式第二)
- 4) 添付書類:『表 3-2 許可申請に必要な書類』および『表 3-3 許可申請に必要な図面』

【土石の堆積】

- 1) 提出部数:2部(正本および副本)
- 2) 申請期限:工事着手前 ※許可後に着手可能
- 3) 申請様式:土石の堆積に関する工事の許可申請書
(省令第7条第2項、第63条第2項 別記様式第四)
- 4) 添付書類:『表 3-2 許可申請に必要な書類』および『表 3-3 許可申請に必要な図面』
※堆積した土石の周囲に設置する柵の構造を示す図面を添付すること。
※排水施設を設置する場合には排水計算書および図面を添付すること。

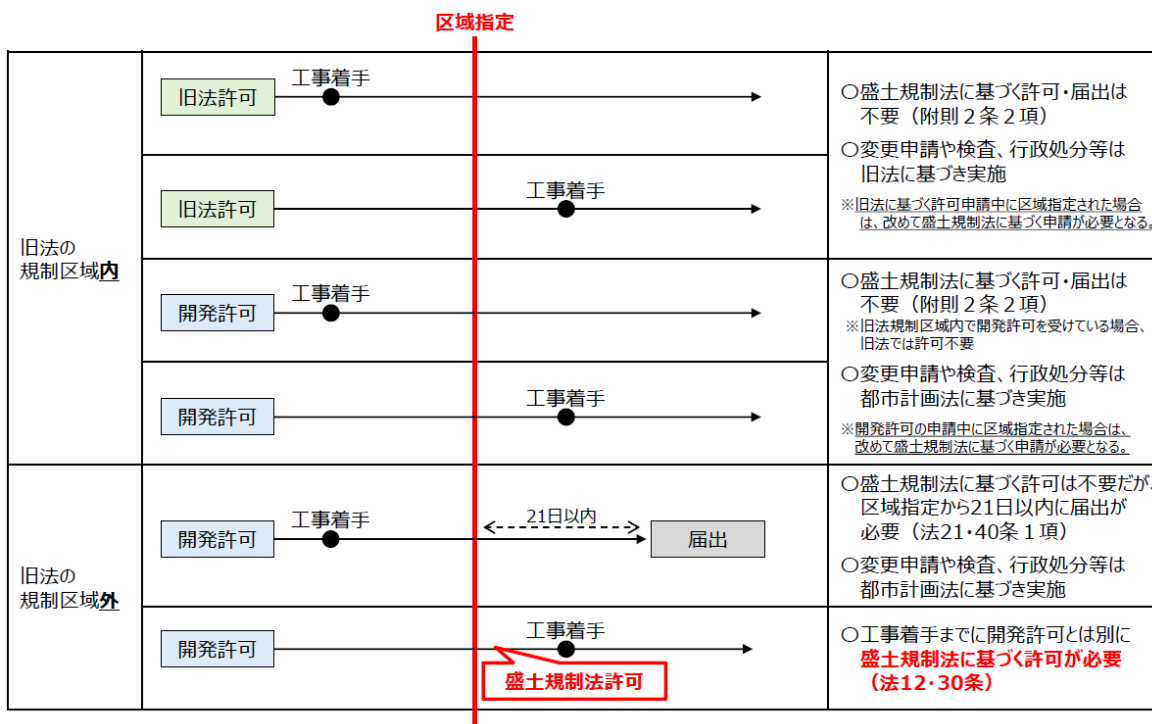


図 3-2 規制区域指定前に旧法の許可または開発許可を受けた工事の取扱い

3.3.4. 変更の許可申請(法第16条、第35条)

許可を受けた宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の計画を変更しようとするときは、工事主はあらかじめ市長の許可を受けなければなりません。ただし、計画変更が『3.7.2 工事の変更届(細則第6条第3項、第12条第3項)』に記載の軽微な変更該当する場合は、この限りではありません。なお、変更に伴い公共施設管理者との協議経過に変更が生じる場合は、変更事前協議が必要になります。

また、都市計画法第35条の2第1項の許可を受けた工事は、上記の許可を受けたものとみなします。

【宅地造成・特定盛土等】

- 1) 提出部数:2部(正本および副本)
- 2) 申請期限:変更箇所着手前 ※許可後に着手可能
- 3) 申請様式:宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
(省令第37条第1項、第67条第1項 別記様式第七)
- 4) 添付書類:理由書、許可内容の変更に関する書類および図面(変更前・後)

【土石の堆積】

- 1) 提出部数:2部(正本および副本)
- 2) 申請期限:変更箇所着手前 ※許可後に着手可能
- 3) 申請様式:土石の堆積に関する工事の許可申請書
(省令第37条第2項、第67条第2項 別記様式第八)
- 4) 添付書類:理由書、許可内容の変更に関する書類および図面(変更前・後)

表 3-2 許可申請に必要な書類

書類		摘要	根拠規定	宅造特盛	堆積
1. 申請書			法12条第1項		
1	<input type="checkbox"/> 許可申請書	<省令様式第二>	省令7条1項 省令63条1項	○	
		<省令様式第四>	省令7条2項 省令63条2項		○
	<input type="checkbox"/> 事前協議申請書	<要綱様式第1号>	要綱6条	●	●
1	<input type="checkbox"/> 変更許可申請書	<省令様式第七>	省令37条1項 省令67条1項	○	
		<省令様式第八>	省令37条2項 省令67条2項		○
2. 工事施行の同意等に関する書類			法12条2項4号		
2	<input type="checkbox"/> 関係法令の許認可等手続き確認報告書	<別記様式第1号> 盛土等に工事に関連する法令の許認可等で必要となる手続きを報告 例：林地開発、農地転用、廃棄物処理施設、堆積条例等	運用基準	●	●
3	<input type="checkbox"/> 関係他法令の許認可等の写し	例：道路法第24条・第32条、河川法第24条、国有財産法第18条、農地法、文化財保護法、森林法等		○	○
4	<input type="checkbox"/> 地籍図(字図)	申請区域の周辺を含み、原則として直近3ヶ月以内の所有者名、住所を記入		●	●
5	<input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書	直近3ヶ月以内		○	○
6	<input type="checkbox"/> 宅地造成等に関する工事施行同意書	<細則様式第8号> 範囲：申請区域内 対象者：所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべて	省令7条1項10号 省令7条2項8号 細則4条	○	○
7	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書等	「宅地造成等に関する工事施行同意書」に使用した印鑑の証明		○	○
8	<input type="checkbox"/> 隣接土地所有者との境界確認報告書	<別記様式第2号> 公共施設との境界確認報告書がある場合は、その写し	運用基準	○	
9	<input type="checkbox"/> 宅地造成等の同意書	<細則様式第5号> 公共施設管理者(国・県・市等)からの管理上支障がないことの同意	細則4条	○	
10	<input type="checkbox"/> 事前協議結果通知書			○	○
11	<input type="checkbox"/> 管理予定者との協議経過書	<細則様式第6号> 関連する公共施設等の管理者(市、水道施設管理者等)等との協議	細則4条	○	
12	<input type="checkbox"/> 住民周知に関する報告書	以下の方法により実施 ①説明会 ②書面配布 ③掲示かつ Web	省令7条1項11号 省令7条2項9号	○	○

3. 工事主の資力、信用に関する書類			法12条2項2号			
13	<input type="checkbox"/> 資金計画書	<省令様式第三>	省令7条1項9号	○		
		<省令様式第五>	省令7条2項7号		○	
14	<input type="checkbox"/> 預金残高証明書 または貸付証明書			○	○	
15	共通					
	<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書(★)	<細則様式第3号>	細則4条	○	○	
	<input type="checkbox"/> 法人税または所得税の納税証明書(★)	直前3年の各事業年度		○	○	
	<input type="checkbox"/> 事業税の納税証明書(★)					
	<input type="checkbox"/> 誓約書	<別記様式第3>	運用基準	○	○	
	<input type="checkbox"/> 許可後の注意事項	<別記様式第4>	運用基準	○	○	
16	法人					
	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	直前3年の各事業年度		○	○	
	<input type="checkbox"/> 損益計算書			○	○	
	<input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書			○	○	
	<input type="checkbox"/> 個別注記表			○	○	
	<input type="checkbox"/> 事業経歴書			○	○	
	<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書	直近3ヶ月以内	省令7条1項8号イ 省令7条2項6号イ	○	○	
	<input type="checkbox"/> 役員の住民票(写)または 個人番号カード(写)	住民票(写)は直近3ヶ月以内 個人番号カード(写)は表面のみ	省令7条1項8号ロ 省令7条2項6号ロ	○	○	
	<input type="checkbox"/> 株主および出資者の住民票(写) または個人番号カード(写)	株主:発行済株式総数の5/100以上 の株式を有する株主		○	○	
	<input type="checkbox"/> 株主の有する株式の数 または出資者のなした出資の 金額が確認できる書類	出資者:出資の額の5/100分以上 の額に相当する出資をしている者		○	○	
	個人事業主					
	<input type="checkbox"/> 資産に関する調書(★)			○	○	
	<input type="checkbox"/> 住民票(写)または 個人番号カード(写)	住民票(写)は直近3ヶ月以内 個人番号カード(写)は表面のみ	省令7条1項7号 省令7条2項5号	○	○	
4. 工事施行者の能力に関する書類			法12条2項3号			
17	<input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書	<細則様式第4号>	細則4条	○	○	
18	<input type="checkbox"/> 法人税または所得税の納税証明書	直前3年の各事業年度		○	○	
	<input type="checkbox"/> 事業税の納税証明書					
19	<input type="checkbox"/> 【法人】法人の登記事項証明書	直近3ヶ月以内		○	○	
	<input type="checkbox"/> 【個人】履歴書			○	○	
20	<input type="checkbox"/> 建設業許可証(写)			○	○	
5. その他審査に必要な書類						
21	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する調書	<細則様式第7号>	省令7条1項5号条	○		
22	<input type="checkbox"/> 設計者資格証明書 次の①～③のいずれか ①卒業証明書 ②実務経歴証明書 ③資格・免許等の写し	※以下の場合に必要 ・高さ5m 超えの擁壁を設置(地上高) ・盛土等の面積が1,500㎡を超え、 かつ、排水施設を設置		○		

23	<input type="checkbox"/> 工事工程表			●	●
24	<input type="checkbox"/> 現況写真	申請地およびその付近を撮影し、区域線を朱書き 撮影年月日を記入(直近3ヶ月以内) 撮影方向を現況図に表記	省令7条1項6号 省令7条2項4号	●	●
6. 工事の計画に関する書類			法12条2項1号		
25	<input type="checkbox"/> 排水計算書	工事区域外からの流入も考慮		●	
26	<input type="checkbox"/> 構造計算書	擁壁(地上高1m以上)	省令7条1項2号	●	
		擁壁で2次製品を使用する場合は大臣認定証の写し	省令7条1項2号	●	
		堆積した土石の崩壊を防止するための措置(省令第32条)の内容が適切であることを証する書類	省令7条2項2号		●
		土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置(省令第34条)の内容が適切であることを証する書類	省令7条2項3号		●
		崖面崩壊防止施設(地上高1m以上)		●	
27	<input type="checkbox"/> 安定計算書	①または②に該当する盛土の安定計算書 ①溪流等における盛土(令7条2項2号) ②崖面・地盤(令8条1項1号口)	省令7条1項3号 省令7条1項4号	●	
28	<input type="checkbox"/> 図面	『表 3-3 許可申請に必要な図面』を参照	省令7条1項1号 省令7条2項1号	●	●

※事前協議申請書は“●”のみ添付とする。

※事業としてではなく個人で行う場合は、★の書類等は不要とする。

※工事主が、大企業その他の多数の役員がいる法人の場合は、「役員の住民票(写)または個人番号カード(写)」に代えて役員一覧表を添付することができる。

※書類は番号の順序で綴じること。

※表中の様式について

省令様式:「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」で定める別記様式

細則様式:「大分市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」で定める様式

要綱様式:「大分市開発行為及び盛土等指導要綱」で定める様式

別記様式:本運用基準で定める別記様式

表 3-3 許可申請に必要な図面

	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	摘要	宅造特盛	堆積
1	位置図 付近見取図	1. 方位 2. 道路および目標となる地物 3. 集水区域 4. 流末処理河川等	1/10,000 以上 1/2,500 以上		●	●
2	地形図 (現況図)	1. 方位 2. 区域の境界線(朱書) 3. 目標となる建物、施設、地物 4. 地形 5. B・Mの位置および高さ 6. 区域および周辺の公共施設	1/500 以上	■ 等高線は、2mの 標高差を示すこと。	●	●
3	土地の平面図 (土地利用計画図)	1. 方位 2. 区域の境界線(朱書) 3. 公共施設の位置、形状、面積、種類 および管理者名 4. 予定建築物等の敷地の形状、面積 5. 敷地に係る予定建築物等の用途 6. 消火栓の位置および形状 7. 緩衝帯の位置および形状 8. 放流先の位置、名称および管理者名	1/500 以上		●	
4	土地の平面図 (造成計画平面図)	1. 方位 2. 区域の境界線(朱書) 3. 盛土または切土をする土地の部分 の位置 4. 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水 施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウ ンドアンカーその他の土留の位置お よび寸法 5. 道路の位置、形状、幅員、勾配 6. 盛土または切土をする土地の部分 で表土・復元等の措置を講ずる部分	1/500 以上	■ 等高線は、2mの 標高差を示すこと。 ■ 盛土または切土を する土地の部分は 色分けすること。 ■ 断面図を作成した 箇所に断面図と照 合できるように記 号を付すること。 ■ 植栽、芝張り等の 措置を行う必要が ない場合は、その 旨を付すること。 ■ 擁壁、崖面崩壊防 止施設及び排水施 設については、申 請書と照合でき るように番号を付 すること。	●	●

5	土地の断面図 (縦断面図)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土または切土をする前後の地盤面 2. 測点、単距離、追加距離 3. 地盤高(破線)、計画高(太実線) 4. 盛土切土の高さ 5. DL線(基準線) 	1/100～ 1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高低差の著しい箇所について作成すること。 ■ 測点間距離は20mを標準とし、高低差の著しい個所は追加すること。 ■ 盛土または切土をする土地の部分は色分けすること。 ■ 盛土材の土質を明示すること。 	●	●
6	土地の断面図 (横断面図)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土または切土をする前後の地盤面 2. 測点番号、盛土(+)、切土(-) 3. 縦断線の位置 4. 地盤線(破線)、計画高(実線) 5. DL線(基準線) 6. 土羽勾配および構造物の寸法 7. 測点間距離 	1/100～ 1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高低差の著しい箇所について作成すること。 ■ 計画高と造成高が異なる場合は、造成高も別途明示すること。 ■ 盛土材の土質を明示すること。 	●	●
7	排水施設の平面図 (排水施設計画平面図)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 2. 放流先の位置および放流先の名称 3. 集水区域界 4. 集水区域内の集水状況を示す流向 5. 集水系統ブロック別の色分け 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 排水の放流については、末端(公共施設)まで明示すること。 (例)敷地内 ⇒途中施設 ⇒公共施設名 	●	
8	排水施設構造図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基礎の構造、材料、寸法 2. コンクリートの品質 3. 市販品名の規格、寸法 4. 側溝、溜樹、マンホール等の構造物の形状および寸法 5. その他使用材料の品名および品質 	1/30 以上		●	
9	崖の断面図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 崖の高さ、勾配および土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ) 2. 盛土または切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法 3. 法面の小段の位置、大きさ、排水方法 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 	●	

10	擁壁の断面図・背面図	<p>A) 練石積擁壁</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 擁壁の寸法および勾配 2. 石材寸法 3. 裏込めコンクリートの品質および寸法(天端、地盤面、基礎位置) 4. 透水層の位置および寸法 5. 擁壁を設置する前後の地盤状況および土質 6. 水抜穴の位置、材料および内径 7. 天端盛土、土羽勾配の高さ 8. 基礎地盤の土質 9. 基礎ぐいの位置、材料および寸法 <p>B) 鉄筋コンクリート造擁壁</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 擁壁の寸法および勾配(正面図、断面図等) 2. 使用コンクリートの品質 3. 鉄筋寸法およびかぶり寸法(配筋図) 4. 施工目地および伸縮目地の位置、構造および寸法(展開図) 5. 基礎構造の種別および寸法 6. 透水層の位置、構造および寸法 7. 擁壁を設置する前後の地盤面および土質(天端上部が土羽構造の場合はその勾配および寸法) 8. 基礎地盤の土質 9. 水抜穴の位置、材料および内径 <p>C) 無筋コンクリート造擁壁、その他の擁壁</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. A)およびB)に準ずる 	1/50 以上		●	
11	崖面崩壊防止施設の断面図・背面図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 崖面崩壊防止施設の寸法および勾配(正面図、断面図、展開図等) 2. 崖面崩壊防止施設の材料の種類および寸法 3. 透水層の位置及び寸法 4. 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 5. 基礎地盤の土質 6. 水抜穴の位置、材料および内径 	1/50 以上	■ 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて明示すること。	●	
12	丈量図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土または切土をする土地の面積の測量結果 	1/600 以上		●	●

※書類は、番号の順序で綴じること。

3.4. 中間検査申請(法第18条、第37条)

許可を受けた宅地造成または特定盛土等に関する工事のうち、一定規模を超えるものについて、工事主は、特定の工程に係る工事を終えたとき市長に対して中間検査を申請しなければなりません。

中間検査を必要とする規模は、『表 3-4 中間検査を要する宅地造成または特定盛土等の規模』、特定の工程は、『表 3-5 中間検査を要する工事の工程(特定工程)』のとおりです。また、みなし許可についても、中間検査の対象となります。

なお、特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ着手することができません。

【宅地造成等・特定盛土等】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:特定工程に係る工事を終えた日から4日以内
- 3) 申請様式:宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書
(省令第46条、第76条 別記様式第十三)
- 4) 添付書類:検査対象の工事の内容を明示した図面(平面図等)

表 3-4 中間検査を要する宅地造成または特定盛土等の規模

対象となる工事	規模
宅地造成または 特定盛土等	①盛土で高さ 2m超の崖 ②切土で高さ 5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さが 5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積が 3,000 m ² 超(①～④を除く)

表 3-5 中間検査を要する工事の工程(特定工程)

特定工程となる工事	添付書類(※)	合格証交付後に着手できる工事
盛土前または切土後の 地盤面に排水施設を 設置する工事	土地の平面図 排水施設の平面図・構造図 等	左記排水施設の周囲を砕石等で 埋める工事

※検査対象が許可どおりに施工されていることを確認できる書類を添付すること。

3.5. 定期の報告(法第19条、第38条)

許可を受けた宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事のうち一定規模を超えるものについて、工事主は、市長に対して工事の実施状況等を報告(以下、「定期報告」という。)しなければなりません。

定期報告を必要とする工事の規模は、『表 3-6 定期報告の対象工事および規模』のとおりです。また、みなし許可についても、定期報告の対象となります。

【宅地造成等・特定盛土等】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:3か月ごと(工事完了までの間)
- 3) 申請様式:宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書
(細則第8条第1項、第14条第1項 様式第15号)
- 4) 添付書類:盛土または切土の状況を明らかにする写真および書類(申請様式を参照)

【土石の堆積】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:3か月ごと(工事完了までの間)
- 3) 申請様式:土石の堆積に関する工事の定期報告書
(細則第8条第2項、第14条第2項 様式第16号)
- 4) 添付書類:土石の堆積の状況を明らかにする写真および書類(申請様式を参照)

表 3-6 定期報告の対象工事および規模

対象となる工事	規模
宅地造成または 特定盛土等	①盛土で高さ 2m超の崖 ②切土で高さ 5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さが 5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積が 3,000 m ² 超(①～④を除く)
土石の堆積	①堆積の高さ 5m超かつ面積が 1,500 m ² 超 ②堆積の面積が 3,000 m ² 超(①を除く)

3.6. 完了検査等(法第17条、第36条)

許可を受けた宅地造成または特定盛土等に関する工事について、工事主は、工事を完了したときは市長に対して検査を申請しなければなりません。完了検査では、宅地造成または特定盛土等に関する工事が許可の内容に適合しているかを確認します。

また、許可を受けた土石の堆積に関する工事においては、工事主は、工事を完了したときは市長に対して確認を申請しなければなりません。完了確認では、堆積された全ての土石が適切に除却されていることを確認します。

いずれの場合も是正措置が必要となった場合には、再検査・再確認を実施することになります。詳細は、『第1編 盛土規制法の解説』に示すとおりです。

【宅地造成等・特定盛土等】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:工事が完了した日から4日以内
- 3) 申請様式:宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書
(省令第40条、第70条 別記様式第九)
- 4) 添付書類:『表 3-7 完了検査等の添付書類』を参照

【土石の堆積】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:工事が完了した日から4日以内
- 3) 申請様式:土石の堆積に関する工事の確認申請書
(省令第43条、第76条 別記様式第十一)
- 4) 添付書類:『表 3-7 完了検査等の添付書類』を参照

表 3-7 完了検査等の添付書類

項目	例
他法令の 検査済証	市道(道路法第24条、第32条)、法定外、下水道(下水道法第16条)等
図 面	付近見取図、完成図(土地利用計画平面図、造成計画平面図、断面図、擁壁展開図、給排水計画平面図)、確定丈量図等
写 真	着工前・竣工の比較、施工状況写真(表土処理、段切り、湧水処理、地盤改良、まき出し厚さ、転圧、配筋、型枠設置等)、各種試験状況(基礎地盤支持力、締固め度等)
書 類	各種試験結果(平板載荷試験、現場密度試験、六価クロム試験)、品質管理資料、受入れ管理書類、その他工事管理書類等

3.7. 盛土等に関する工事の届出

3.7.1. 工事着手届(細則第15条)

許可を受けた宅地造成または特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事または法第27条第1項の規定による届出(『3.7.6 特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出(法第27条)』参照)をした土石の堆積に関する工事について、工事主は、工事に着手しようとするときは、市長に対して着手届を提出しなければなりません。

【宅地造成等・特定盛土等・土石の堆積】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:工事に着手する日まで
- 3) 申請様式:宅地造成等に関する工事着手届(細則第15条 様式第17号)
- 4) 添付書類:工事監理者の略歴書、土木施工管理技士の証明書(写)、
標識の掲示状況写真(※)

※標識の掲示(法第49条)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【解説】

許可または届出の対象(『表 3-1 規制対象行為と必要な手続き』を参照。)となる工事について、工事主は、工事区域の見やすい場所に標識を掲げなければなりません。標識への記載事項は、『図 3-3 宅地造成または特定盛土等に関する工事の標識』および『図 3-4 土石の堆積に関する工事の標識』のとおりです。

なお、標識の掲示義務は、みなし許可においても適用されます。

90センチメートル以上					
{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 }		済標識			
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立法メートル
				切土	立法メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
		50センチメートル以上			

【注意】

1. 1欄の工事主、4欄の構成施工者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
2. 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

図 3-3 宅地造成または特定盛土等に関する工事の標識



【注意】

1. 1欄の工事主、4欄の構成施工者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
2. 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

図 3-4 土石の堆積に関する工事の標識

3.7.2. 工事の変更届(細則第6条第3項、第12条第3項)

許可を受けた宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の計画について、軽微な変更をした場合、工事主は、市長に対して届け出なければなりません。軽微な変更とは、『表 3-8 軽微な変更』に掲げるものです。

また、都市計画法第 35 条の 2 第3項の規定による届け出をした工事は、上記の届け出をしたものとみなします。

【宅地造成等・特定盛土等・土石の堆積】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:計画変更後速やかに
- 3) 申請様式:宅地造成等に関する工事の変更届出書
(細則第6条第3項、第12条第3項 様式第12号)
- 4) 添付書類:理由書、許可内容の変更に関する書類および図面(変更前・後)

表 3-8 軽微な変更

宅地造成または特定盛土等
<ol style="list-style-type: none"> 1) 工事主、設計者または工事施行者の氏名もしくは名称または住所の変更 2) 工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日の変更
土石の堆積
<ol style="list-style-type: none"> 1) 工事主、設計者または工事施行者の氏名もしくは名称または住所の変更 2) 工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日の変更(※1) ※1:変更後の工事予定期間(※2)が変更前の工事予定期間を超えないものに限る。 ※2:工事予定期間とは、着手予定年月日から完了予定年月日までの期間

3.7.3. 工事の休止等の届出(細則第16条)

工事主は、『表 3-9 休止等の届出が必要となる行為』に示す工事の休止等をしようとするときは、市長に対して届け出なければなりません。

【宅地造成等・特定盛土等・土石の堆積】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:工事の休止等を行う日まで
- 3) 申請様式:宅地造成等に関する工事の休止(再開・廃止)届
(細則第16条 様式第18号)
- 4) 添付書類:理由書、休止等の状況を示す書類、写真および図面

表 3-9 休止等の届出が必要となる行為

対象工事		届出が必要となる行為
許可	宅地造成	工事の休止 休止した工事の再開 工事の全部廃止
	特定盛土等	
	土石の堆積	
届出 (法第27条第1項)	土石の堆積	工事の一部廃止

3.7.4. 工事等の届出(法第21条、第40条)

規制区域内で以下の工事を行うときは、工事主は市長に対して届け出なければなりません。

1) 規制区域指定の際に当該区域内で行われている工事(法第21条第1項、法第40条第1項)

規制区域の指定の際、その規制区域内において行われている規制対象規模以上の盛土等に関する工事の工事主は、市長に対して工事内容等を届け出なければなりません。『図 3-5 盛土規制法第 21 条第1項および第 40 条第1項に基づく届出の対象範囲』のとおり、規制区域指定時の工事の施行状況に応じて届け出の要否が変わります。

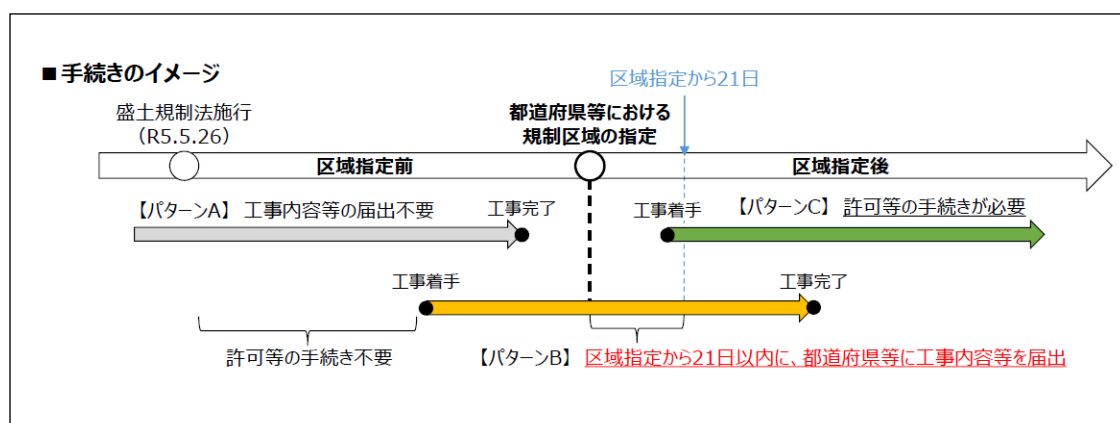


図 3-5 盛土規制法第 21 条第1項および第 40 条第1項に基づく届出の対象範囲

また、『図 3-2 規制区域指定前に旧法の許可または開発許可を受けた工事の取扱い』に示すとおり、開発許可や旧法許可の取得状況、旧規制区域の内・外でも届出の要否が変わるため、事前に確認が必要となります。

【宅地造成等・特定盛土等・土石の堆積】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:規制区域指定日から21日以内
- 3) 申請様式:①宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書
(省令第52条第1項、第82条第1項 別記様式第十五)
②土石の堆積に関する工事の届出書(省令第52条第3項 別記様式第十六)
- 4) 添付書類:『表 3-10 届出書(法第21条第1項)の添付書類』を参照

表 3-10 届出書(法第21条第1項)の添付書類

宅地造成・特定盛土等	
a) 盛土で高さ 2m超の崖 b) 切土で高さ 5m超の崖 c) 盛土と切土を同時に行って、高さ 5m超の崖 (①、②を除く) d) 盛土で高さが 5m超(①、③を除く) e) 盛土または切土の面積が 3,000 m ² 超 (①～④を除く)	位置図、地形図、土地の平面図(※1)、 工事現場およびその付近の状況写真
上記 a)～e)以外	位置図
土石の堆積	
a) 堆積の高さ 5m超かつ面積が 1,500 m ² 超 b) 堆積の面積が 3,000 m ² 超(①を除く)	位置図、地形図、土地の平面図(※2)、 工事現場およびその付近の状況写真
上記 a)、b)以外	位置図

※1:縮尺、方位および土地の境界線並びに盛土または切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示すること。

※2:縮尺、方位および土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置および当該措置の内容を明示すること。

2) 規制区域内の土地で行われる一定規模以上の擁壁等に関する工事(法第21条第3項、第40条第3項)

規制区域内の土地(公共施設用地を除く)において、『表 3-11 届出書(法第21条第3項)の対象と添付書類』に示す擁壁等の全部または一部を除却する工事の工事主は、市長に対して届け出なければなりません。

【擁壁等に関する工事】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:工事着手日の14日前まで
- 3) 申請様式:擁壁等に関する工事の届出書(省令第55条、第85条 別記様式第十七)
- 4) 添付書類:『表 3-11 届出書(法第21条第3項)の対象と添付書類』を参照

表 3-11 届出書(法第21条第3項)の対象と添付書類

届出を要する工事(※1)	添付書類
擁壁もしくは崖面崩壊防止施設(※2)で高さが2mを超えるもの全部または一部の除却の工事	除却する対象の位置および名称を示す平面図
地表水等を排除するための排水施設または地滑り抑止ぐい等の全部または一部の除却の工事	

※1:規制区域内の土地のうち公共施設用地を除く

※2:崖面崩壊防止施設の高さは、前面の上端と下端との垂直距離による。

3) 規制区域内における公共施設用地から宅地または農地等への転用(法第21条第4項、第40条第4項)

規制区域内において、公共施設用地を宅地または農地等に転用した者は、市長に対して届け出なければなりません。

【公共施設用地の転用】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:転用した日から14日以内
- 3) 申請様式:公共施設用地の転用の届出書(省令第56条、第86条 別記様式第十八)
- 4) 添付書類:位置図、現況写真、平面図、縦横断図、登記事項証明書

3.7.5. 届出工事の変更

『3.7.4 工事等の届出(法第21条、第40条)』のうち以下の届出に係る事項を変更しようとするときは、工事主は、あらかじめ市長に対して変更を届け出なければなりません。

- 1) 規制区域指定の際に当該区域内で行われている工事(法第21条第1項、法第40条第1項)
- 2) 規制区域内の土地で行われる一定規模以上の擁壁等に関する工事(法第21条第3項、法第40条第3項)

【宅地造成等・特定盛土等・土石の堆積・擁壁等に関する工事】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:変更工事に着手する前
- 3) 申請様式:届出工事変更届(細則第18条 様式第19号)
- 4) 添付書類:届出内容の変更に関する図面(変更前・後)

3.7.6. 特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出(法第27条)

特定盛土等規制区域内で特定盛土等または土石の堆積に関する工事をしようとするときは、工事主は、当該工事に着手する前に市長に対して届け出なければなりません。また、宅地造成は、「宅地において行う盛土その他の土地の形質変更」に該当し、特定盛土等に包含されることから、特定盛土等規制区域内で行われる宅地造成も届出対象となります。ただし、開発許可を受けた工事は、上記届出をしたものとみなします。

規制区域指定の際の旧法許可や開発許可の状況により経過措置が適用される場合があり、改正法の許可等の取扱いが異なります。経過措置の適用例は、『図 3-2 規制区域指定前に旧法の許可または開発許可を受けた工事の取扱い』のとおりです。

なお、市長は、当該届出を受理した日から30日以内に計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができます。

【特定盛土等・土石の堆積】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:工事着手日の30日前
- 3) 申請様式:特定盛土等に関する工事の届出書(省令第58条第1項 別記様式第十九)
土石の堆積に関する工事の届出書(省令第58条第2項 別記様式第二十)
- 4) 添付書類:『表 3-12 工事の届出(法第27条)に必要な書類』および
『表 3-13 工事の届出(法第27条)に必要な図面』を参照

3.7.7. 特定盛土等または土石の堆積に関する工事の変更届出(法第28条)

法第27条第1項の届出をした特定盛土等または土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、工事主は、当該変更後の工事に着手する前に、市長に対して届け出なければなりません。ただし、都市計画法第35条の2第1項の許可を受けた工事については、上記届出をしたものとみなします。

【特定盛土等・土石の堆積】

- 1) 提出部数:1部(正本)
- 2) 申請期限:当該変更後の工事着手日の30日前
- 3) 申請様式:特定盛土等に関する工事の変更届出書(省令第61条第1項 別記様式第二十一)
土石の堆積に関する工事の届出書(省令第61条第2項 別記様式第二十二)
- 4) 添付書類:理由書、届出内容の変更に関する書類および図面(変更前・後)
※土石の堆積:工事期間が届出時から通算して5年を超える場合、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量が確認出来る資料を提出すること。

表 3-12 工事の届出(法第27条)に必要な書類

書 類		摘 要	根拠規定	特 盛	堆 積
1. 届出書			法27条第1項		
1	<input type="checkbox"/> 届出書	<省令様式第十九>	省令58条1項	●	
		<省令様式第二十>	省令58条2項		●
1	<input type="checkbox"/> 変更届出書	<省令様式第二十一>	省令61条1項	●	
		<省令様式第二十二>	省令61条2項		●
2. 工事施行の同意等に関する書類					
2	<input type="checkbox"/> 関係法令の許認可等 手続き確認報告書	<別記様式第1号> 盛土等の工事に関連する法令の許認可等で必要となる手続きを報告 例:林地開発、農地転用、廃棄物処理施設、堆積条例 等	運用基準	●	●
3	<input type="checkbox"/> 関係他法令の許認可等(写)	例:道路法第24条・第32条、河川法第24条、国有財産法第18条、農地法、文化財保護法、森林法 等		●	●
4	<input type="checkbox"/> 地籍図(字図)	申請区域の周辺を含み、原則として直近3ヶ月以内の所有者名、住所を記入		●	●
5	<input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書	直近3ヶ月以内		●	●
3. 工事主の資力、信用に関する書類					
6	法人				
	<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書	直近3ヶ月以内	省令7条1項8号イ 省令7条2項6号イ	●	●
	<input type="checkbox"/> 役員の住民票(写) または 個人番号カード(写)	住民票(写)は直近3ヶ月以内 個人番号カード(写)は表面のみ	省令7条1項8号ロ 省令7条2項6号ロ	●	●
6	個人事業主・個人				
	<input type="checkbox"/> 住民票(写)または 個人番号カード(写)	住民票(写)は直近3ヶ月以内 個人番号カード(写)は表面のみ	省令7条1項7号 省令7条2項5号	●	●

5. その他審査に必要な書類						
7	<input type="checkbox"/> 工事工程表			●	●	
8	<input type="checkbox"/> 現況写真	申請地およびその付近を撮影し、区域線を朱書き 撮影年月日を記入(直近3ヶ月以内) 撮影方向を現況図に表記	省令7条1項6号 省令7条2項4号	●	●	
6. 工事の計画に関する書類						
9	<input type="checkbox"/> 排水計算書	工事区域外からの流入も考慮		●		
10	<input type="checkbox"/> 構造計算書	擁壁(地上高1m以上)		●		
		擁壁で2次製品を使用する場合は大臣認定証の写し		●		
		堆積した土石の崩壊を防止するための措置(省令第32条)の内容が適切であることを証する書類				●
		土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置(省令34条)の内容が適切であることを証する書類				●
		崖面崩壊防止施設(地上高1m以上)		●		
11	<input type="checkbox"/> 安定計算書	①または②に該当する盛土の安定計算書 ① 溪流等における盛土(令7条2項2号) ②崖面・地盤(令8条1項1号ロ)		●		
12	<input type="checkbox"/> 図面	『表3-13 工事の届出(法第27条)に必要な図面』を参照	省令7条1項1号 省令7条2項1号	●	●	

※書類は番号の順序で綴じること

※表中の様式について

省令様式:「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」で定める別記様式

細則様式:「大分市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」で定める様式

要綱様式:「大分市開発行為及び盛土等指導要綱」で定める様式

別記様式:本運用基準で定める様式

表 3-13 工事の届出(法第27条)に必要な図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	摘要	特盛	堆積
1 位置図 付近見取図	1. 方位 2. 道路および目標となる地物 3. 集水区域 4. 流末処理河川等	1/10,000 以上 1/2,500 以上		●	●
2 地形図 (現況図)	1. 方位 2. 区域の境界線(朱書) 3. 目標となる建物、施設、地物 4. 地形 5. B・Mの位置および高さ 6. 区域および周辺の公共施設	1/500 以上	■ 等高線は、2mの標高差を示すこと。	●	●
3 土地の平面図 (土地利用計画図)	1. 方位 2. 区域の境界線(朱書) 3. 公共施設の位置、形状、面積および種類 4. 予定建築物等の敷地の形状、面積 5. 敷地に係る予定建築物等の用途 6. 消火栓の位置および形状 7. 緩衝帯の位置および形状 8. 放流先の位置、名称および管理者名	1/500 以上		●	
4 土地の平面図 (造成計画平面図)	1. 方位 2. 区域の境界線(朱書) 3. 盛土または切土をする土地の部分の位置 4. 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置および寸法 5. 道路の位置、形状、幅員、勾配 6. 盛土または切土をする土地の部分で表土・復元等の措置を講ずる部分	1/500 以上	■ 等高線は、2mの標高差を示すこと。 ■ 盛土または切土をする土地の部分は色分けすること。 ■ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ■ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ■ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。	●	●

5	土地の断面図 (縦断面図)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土または切土をする前後の地盤面 2. 測点、単距離、追加距離 3. 地盤高(破線)、計画高(太実線) 4. 盛土切土の高さ 5. DL線(基準線) 	1/100 ～ 1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高低差の著しい箇所について作成すること。 ■ 測点間距離は20mを標準とし、高低差の著しい箇所は追加すること。 ■ 盛土または切土をする土地の部分は色分けすること。 ■ 盛土材の土質を明示すること。 	●	●
6	土地の断面図 (横断面図)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土または切土をする前後の地盤面 2. 測点番号、盛土(+)、切土(-) 3. 縦断線の位置 4. 地盤線(破線)、計画高(実線) 5. DL線(基準線) 6. 土羽勾配および構造物の寸法 7. 測点間距離 	1/100 ～ 1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高低差の著しい箇所について作成すること。 ■ 計画高と造成高が異なる場合は、造成高も別途明示すること。 ■ 盛土材の土質を明示すること。 	●	●
7	排水施設の 平面図 (排水施設計画 平面図)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配 2. 放流先の位置および放流先の名称 3. 集水区域界 4. 集水区域内の集水状況を示す流向 5. 集水系統ブロック別の色分け 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 排水の放流については、末端(公共施設)まで明示すること。 (例)敷地内 ⇒途中施設 ⇒公共施設名 	●	
8	排水施設 構造図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基礎の構造、材料、寸法 2. コンクリートの品質 3. 市販品名の規格、寸法 4. 側溝、溜桝、マンホール等の構造物の形状および寸法 5. その他使用材料の品名および品質 	1/30 以上		●	
9	崖の断面図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 崖の高さ、勾配および土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ) 2. 盛土または切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法 3. 法面の小段の位置、大きさ、排水方法 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 	●	

10	擁壁の断面図・背面図	<p>A) 練石積擁壁</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 擁壁の寸法および勾配 2. 石材寸法 3. 裏込めコンクリートの品質および寸法(天端、地盤面、基礎位置) 4. 透水層の位置および寸法 5. 擁壁を設置する前後の地盤状況および土質 6. 水抜穴の位置、材料および内径 7. 天端盛土、土羽勾配の高さ 8. 基礎地盤の土質 9. 基礎ぐいの位置、材料および寸法 <p>B) 鉄筋コンクリート造擁壁</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 擁壁の寸法および勾配(正面図、断面図等) 2. 使用コンクリートの品質 3. 鉄筋寸法およびかぶり寸法(配筋図) 4. 施工目地および伸縮目地の位置、構造および寸法(展開図) 5. 基礎構造の種別および寸法 6. 透水層の位置、構造および寸法 7. 擁壁を設置する前後の地盤面および土質(天端上部が土羽構造の場合はその勾配および寸法) 8. 基礎地盤の土質 9. 水抜穴の位置、材料および内径 <p>C) 無筋コンクリート造擁壁、その他の擁壁</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ①および②に準ずる 	1/50以上		●	
11	崖面崩壊防止施設の断面図・背面図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 崖面崩壊防止施設の寸法および勾配(正面図、断面図、展開図等) 2. 崖面崩壊防止施設の材料の種類および寸法 3. 透水層の位置及び寸法 4. 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 5. 基礎地盤の土質 6. 水抜穴の位置、材料および内径 	1/50以上	■ 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて明示すること。	●	
12	丈量図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土または切土をする土地の面積を実測計算すること 	1/600以上		●	●

※書類は、番号の順序で綴じること。

3.7.8. 本法に規定する許可に適合していることを証する書面の交付(省令第88条)

建築基準法の規定による確認済証の交付または畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の規定による認定を受けようとする者は、その計画が本法第12条第1項、第16条第1項、第30号第1項または第35条第1項に規定に適合することを証する書面の交付を求めることができます。

添付書類等は、証明の内容によって異なりますので、事前に大分市開発指導室に相談するようにしてください。

- 1) 提出部数:2部(正本および副本)
- 2) 申請様式:宅地造成等に関する証明書の交付申請書(細則第20条 様式第21号)

3.8. 申請手数料

盛土等に関する工事の許可申請その他の本法に規定する申請手数料は、次のとおりです。

3.8.1. 許可申請

【宅地造成・特定盛土等】

宅地造成および特定盛土等に係る許可申請の手数は、『表 3-14 宅地造成および特定盛土等に係る許可申請手数料』のとおりです。

表 3-14 宅地造成および特定盛土等に係る許可申請手数料

許可申請(宅地造成・特定盛土等)	
1) 工事の許可(法第12条第1項、法第30条第1項)	
盛土または切土をする土地の面積の区分	手数料
500 ㎡以内のもの	21,000 円
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内のもの	32,000 円
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの	44,000 円
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内のもの	62,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの	72,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの	96,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内のもの	150,000 円
20,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内のもの	228,000 円
40,000 ㎡を超え 70,000 ㎡以内のもの	354,000 円
70,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内のもの	498,000 円
100,000 ㎡を超えるもの	642,000 円
2) 工事の変更の許可(法第16条第1項、法第35条第1項)	
変更許可申請1件につき、以下のa)～c)の合計額 (その額が642,000円を超えるときは、642,000円)	
項目	手数料
a)設計の変更(イのみに該当する場合を除く。) ※b)に規定する変更を伴う場合には変更前の面積 ※面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の変更後の面積	工事の許可の 1/10
b)新たな土地の編入に係る許可事項の変更 ※新たに編入される面積	工事の許可と同額
c)その他の変更	10,000 円

【土石の堆積】

土石の堆積に係る許可申請の手数料は、『表 3-15 土石の堆積に係る許可申請手数料』のとおりです。

表 3-15 土石の堆積に係る許可申請手数料

許可申請(土石の堆積)	
1)工事の許可(法第12条第1項、法第30条第1項)	
土石の堆積をする土地の面積の区分	手数料
500 m ² 以内のもの	16,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	18,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	21,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	24,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	34,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	37,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの	44,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	58,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	78,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	114,000 円
100,000 m ² を超えるもの	138,000 円
2)工事の変更の許可(法第16条第1項、法第35条第1項)	
変更許可申請1件につき、以下のa)～c)の合計額	
項目	手数料
a)設計の変更(イのみに該当する場合を除く。) ※b)に規定する変更を伴う場合には変更前の面積 ※面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の変更後の面積	工事の許可の 1/10
b)新たな土地の編入に係る許可事項の変更 ※新たに編入される土地の形質の変更をする面積	工事の許可と同額
c)その他の変更	10,000 円

3.8.2. 中間検査

【宅地造成・特定盛土等】

中間検査に係る申請の手数料は、『表 3-16 中間検査の申請手数料』のとおりです。

表 3-16 中間検査の申請手数料

中間検査申請(宅地造成・特定盛土等)	
中間検査の申請(法第18条第1項、法第37条第1項)	
盛土または切土をする土地の面積の区分	手数料
500 m ² 以内のもの	10,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	11,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	12,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	13,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	15,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	16,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの	17,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	18,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	20,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	26,000 円
100,000 m ² を超えるもの	27,000 円

3.8.3. その他

その他の申請に係る手数料は、『表 3-17 その他の申請手数料』のとおりです。

表 3-17 その他の申請手数料

その他の申請	
省令第88条に規定する書面の交付申請	
内容	手数料
本法の規定に適合することを証する書面の交付申請	1件につき 300 円

3.9. 関係資料

3.9.1. 様式集

本運用基準では、『表 3-18 様式一覧表』のとおり様式を定めています。

表 3-18 様式一覧表

様式番号	名称
別記様式第1号	関係法令の許認可等手続き確認報告書
別記様式第2号	宅地造成等の施行に伴う隣接土地所有者との境界確認報告書
別記様式第3号	誓約書
別記様式第4号	開発行為又は宅地造成等に関する工事の許可後の注意事項

別記様式第1号

関係法令の許認可等手続き確認報告書

大分市長

殿

(工事主) 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者名)

盛土等の施行に伴う関係法令の必要手続きについて、以下のとおり報告します。

1) 盛土等に関する工事の概要

所在地及び地番	
土地の面積	
盛土のタイプ	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積

2) 関係法令への該当状況

■森林法			所管部局
第10条の2	林地開発許可申請	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	大分県 中部振興局
第34条	保安林内立木伐採許可申請	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
第10条の8	伐採及び伐採後の造林の届出	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	林業水産課
■農地法			—
第4条、第5条	農地転用（許可・届出）	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	農業委員会 事務局
	農地造成（許可・届出）	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
■農業振興地域の整備に関する法律（農振法）			—
第13条関係	農用地区域内の農地指定解除申出	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	農政課
第13条第4項	農用地区域内の農用地の用途区分変更申出（軽微変更）	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
第15条の2	開発許可申請	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）			—
第8条、第15条等	一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置許可申請	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	廃棄物対策課
■土壌汚染対策法（土対法）			—
第4条等	一定規模以上の土地の形質の変更届出等	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	環境保全課
■大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（堆積条例）			—
第9条等	特定事業許可申請（新規・変更・譲受）	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	環境保全課

別記様式第2号

宅地造成等の施行に伴う隣接土地所有者との境界確認報告書

大分市長

殿

(工事主) 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者名)

の宅地造成等の施行に伴う隣接土地所有者との境界確認を下記のとおり
行いましたので報告します。

記

隣接土地の所在及び地番	土 地 所 有 者	境 界 確 認	摘 要
		立会年月日	

別記様式第3号

誓約書

私（当法人・当団体を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うにあたって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、必要な場合に、市が警察に当方の個人情報を提供することについて同意します。

1. 私（当法人・当団体を含む。役職・氏名等は次表のとおり）は、次の(1)から(3)のいずれにも該当しません。

役職	氏名（漢字）		氏名（フリガナ）		性別	生年月日	住所
	姓	名	姓	名			

※法人又は団体の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）
 - (2) 法人その他の団体であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
 - (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
2. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 3. 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（以下、法という。）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 4. 法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
 5. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 6. 1から6の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

大分市長 殿

(工事主) 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者名)

別記様式第4号

開発行為又は宅地造成等に関する工事の許可後の注意事項

1. 許可内容を変更する場合

許可になった内容を変更しようとする場合、(開発主等、工事施行者を変更する場合も同じ)においては、変更にかかる工事に着手する前に市長(開発建築指導課)の指示をうけてください。

2. 工事の施行状況報告書

(ア)盛土規制法の許可(みなし許可を含む)を受けた場合は、3ヶ月ごとに定期報告書を提出してください。

(イ)大分県規則及び大分市規則で開発主(宅地造成の場合は、造成主)は擁壁、排水施設、防災措置工事等の工事中の施行状況について報告しなければならないと規定されていますので、工事に着手する前に市長(開発建築指導課)の指示を受けてください。

3. 工事の検査

(ア)盛土規制法の許可(みなし許可を含む)を受けた場合は、特定工程完了後に中間検査を受けてください。

(イ)工事完了後(工区に分けた場合は、工区別)は、完了検査を受けてください。

(ウ)完了検査に合格しても市役所前の掲示場にその旨の公告があるまでは建築工事に着手することはできません。

(エ)上記2の報告を怠ったものや検査員が必要と認めたものについては、開発主等の負担で破壊検査を行うことがあります。

(オ)開発主等と工事施行者は、工事費の低廉を目的として故意に許可となった内容以下の構造物としないよう留意して、工事を完成させなければなりません。

(カ)検査は、検査員が随意に検査箇所を定めて必要な事項について行いますが、そのうち一箇所でも許可になった内容以下のものがあれば不合格となります。

4. その他の事項

上記の各事項について確認しました。

年 月 日

大分市長 殿

開発主(工事主) 住 所
氏 名
工事施行者 住 所
氏 名
設計者 住 所
氏 名